

22) 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準の状況

「振動規制法」(昭和51年法律第64号)第4条第1項及び第2項に基づく特定工場等において発生する振動の規制に関する基準は、表4-2-35に示すとおりです。

調査区域における特定工場等において発生する振動の規制に関する区域の区分は、表4-2-36及び図4-2-16に示すとおりです。

対象道路事業実施区域には、第一種区域及び第二種区域があります。

表4-2-35 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の区分		時間の区分	
		昼間 午前6時～午後9時	夜間 午後9時～翌日午前6時
第一種区域		60 デシベル	55 デシベル
第二種区域(I)		65 デシベル	60 デシベル
第二種区域(II)	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第一種区域の境界線から15メートル以内の地域	65 デシベル	60 デシベル
	その他の区域	70 デシベル	65 デシベル

備考1) 第一種区域、第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、必要があると認める場合は、それぞれの区域を更に二区分することができる。

- (1) 第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- (2) 第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

備考2) 「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成17年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園であつて、昭和52年12月1日において既に設置されているもの(同日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。))をいう。

備考3) 市町村が、振動規制法第4条第2項の規定に基づき、同条第1項の規制基準にかえて適用すべき規制基準を定めることができる範囲は、振動規制法第3条第1項に定める時間の区分及び区域の区分ごとの基準の下限値以上とする。

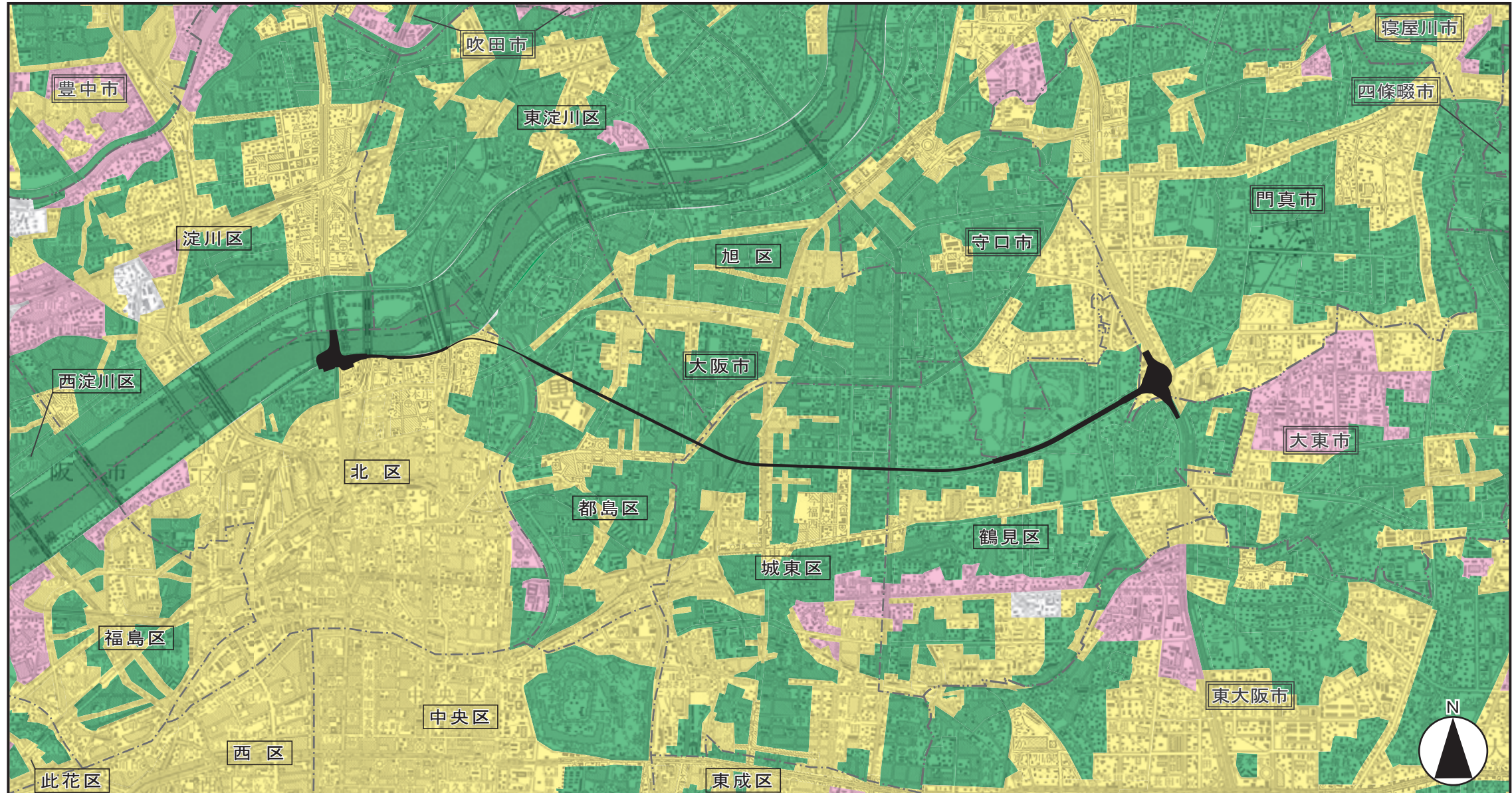
出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年11月10日環境庁告示第90号)

昭和61年4月1日大阪市告示第251号／平成24年3月30日守口市告示第81号
 平成24年3月30日門真市告示第93号／平成24年3月30日大東市告示第154号
 平成17年3月18日東大阪市告示第23号／平成13年4月1日寝屋川市告示第55号
 平成24年3月30日四條畷市告示第20号／平成13年3月30日豊中市告示第71号
 平成13年3月30日吹田市告示第90号

表 4-2-36 区域の区分

区域の区分	該 当 地 域
第一種区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
第二種区域 (I)	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第二種区域 (II)	市計画法第2章の規定により定められた工業地域

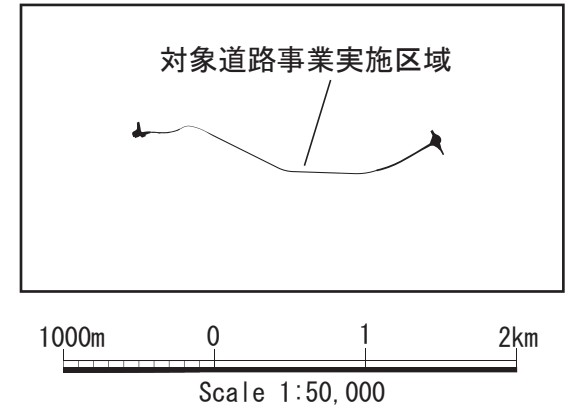
出典：昭和61年4月1日大阪市告示第250号・第251号／平成24年3月30日守口市告示第80号・第81号
 平成24年3月30日門真市告示第93号／平成24年3月30日大東市告示第153号・第154号
 平成17年3月18日東大阪市告示第22号・第23号／平成13年4月1日寝屋川市告示第55号
 平成24年3月30日四條畷市告示第19号・第20号／平成13年3月30日豊中市告示第70号・第71号
 平成13年3月30日吹田市告示第89号・第90号



凡 例	
記 号	名 称
	第一種区域
	第二種区域（Ⅰ）
	第二種区域（Ⅱ）

備考：第二種区域（Ⅱ）のうち、既設の学校、保育所等の周囲50mの区域内の地域及び第一種区域の境界線から15メートル以内の区域は基準値が異なります。（表4-2-35 参照）

出典：昭和61年4月1日大阪市告示第250号・第251号
 平成24年3月30日守口市告示第80号・第81号
 平成24年3月30日門真市告示第93号
 平成24年3月30日大東市告示第153号・第154号
 平成17年3月18日東大阪市告示第22号・第23号
 平成13年4月1日寝屋川市告示第55号
 平成24年3月30日四條畷市告示第19号・第20号
 平成13年3月30日豊中市告示第70号・第71号
 平成13年3月30日吹田市告示第89号・第90号
 大阪都市計画図（平成26年12月、大阪市）
 守口市都市計画図（平成26年4月、守口市ホームページ）
 東部大阪都市計画総括図（門真市）（平成26年4月、門真市）
 東部大阪都市計画総括図（大東市）（平成23年3月、大東市）
 東部大阪都市計画（東大阪市）都市計画図（平成26年8月、東大阪市）
 寝屋川市都市計画図（平成26年1月、寝屋川市）
 東部大阪都市計画総括図（四條畷市）（平成26年4月、四條畷市ホームページ）
 北部大阪都市計画図（豊中市）（平成26年4月、豊中市ホームページ）
 北部大阪都市計画図（吹田市）（平成25年8月、吹田市）



図名 図4-2-16 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動に係る区域区分の指定状況図

23) 水質汚濁防止法に基づく排水基準の指定状況

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)第3条第1項の規定に基づく排水基準は、表4-2-37(1)～(2)に示すとおりです。

表4-2-37(1) 排水基準の基準値(有害物質)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム 0.03mg
シアン化合物	1Lにつきシアン 1 mg
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1Lにつき 1 mg
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛 0.1mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム 0.5mg
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素 0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀 0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1Lにつき 0.003mg
トリクロロエチレン	1Lにつき 0.3mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき 0.1mg
ジクロロメタン	1Lにつき 0.2mg
四塩化炭素	1Lにつき 0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき 0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき 1 mg
シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき 0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき 3mg
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき 0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき 0.02mg
チウラム	1Lにつき 0.06mg
シマジン	1Lにつき 0.03mg
チオベンカルブ	1Lにつき 0.2mg
ベンゼン	1Lにつき 0.1mg
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン 0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつきほう素 10mg 海域に排出されるもの 1Lにつきほう素 230mg
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1Lにつきふっ素 8mg 海域に排出されるもの 1Lにつきふっ素 15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg
1,4-ジオキサン	1Lにつき 0.5mg

備考1)「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

備考2) 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

出典:「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日総理府令第35号)

表 4-2-37(2) 排水基準の基準値（生活環境項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	1Lにつき 160mg（日間平均 120mg）
化学的酸素要求量	1Lにつき 160mg（日間平均 120mg）
浮遊物質	1Lにつき 200mg（日間平均 150mg）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	1Lにつき 5mg
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	1Lにつき 30mg
フェノール類含有量	1Lにつき 5mg
銅含有量	1Lにつき 3mg
亜鉛含有量	1Lにつき 2mg
溶解性鉄含有量	1Lにつき 10mg
溶解性マンガン含有量	1Lにつき 10mg
クロム含有量	1Lにつき 2mg
大腸菌群数	1cm ³ につき 日間平均 3,000 個
窒素含有量	1Lにつき 120mg（日間平均 60mg）
燐含有量	1Lにつき 16mg（日間平均 8mg）

- 備考 1) 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 備考 2) この表に掲げる排水基準は、一日あたりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 備考 3) 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 備考 4) 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 備考 5) 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 備考 6) 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1Lにつき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 備考 7) 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）

24) 水質汚濁防止法に基づく排水基準が定められた区域

「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)第3条第3項の規定による排水基準が定められた「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」(昭和49年大阪府条例第8号)により規定された上乗せ排水基準は表4-2-38に示すとおりです。

調査区域は、上乗せ排出基準の適用を受ける地域に該当します。

表4-2-38 上水道水源地域に適用する有害物質に係る上乗せ排水基準

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム0.003mg	シス-1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき0.04mg
シアン化合物	シアンにつき検出されないこと。	1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき1mg
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき0.006mg
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛0.01mg	1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき0.002mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム0.05mg	チウラム	1Lにつき0.006mg
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素0.01mg	シマジン	1Lにつき0.003mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀0.0005mg	チオベンカルブ	1Lにつき0.02mg
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	ベンゼン	1Lにつき0.01mg
トリクロロエチレン	1Lにつき0.03mg	セレン及びその化合物	1Lにつきセレン0.01mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき0.01mg	ほう素及びその化合物	1Lにつきほう素1mg
ジクロロメタン	1Lにつき0.02mg	ふっ素及びその化合物	1Lにつきふっ素0.8mg
四塩化炭素	1Lにつき0.002mg	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10mg
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき0.004mg		
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき0.1mg	1,4-ジオキサン	1Lにつき0.05mg

備考1) この表に掲げる上乗せ排水基準は、平成24年5月25日現在の特定施設(指定地域特定施設を含む。以下同じ。)を設置する特定事業場の排水水について適用する。

備考2) 「上水道水源地域」とは、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業(同条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)又は同条第四項に規定する水道用水供給事業のための原水として取水している公共用水域に係る地域で、次に掲げる地域をいう。

・淀川大堰から上流の淀川及びこれに流入する公共用水域(以下「淀川水域」という。)に係る地域

備考3) 「検出されないこと」とは、備考4)の検定方法により排水水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

備考4) この表のテトラクロロエチレンに係る上乗せ排水基準は、洗濯業の用に供する洗浄施設を設置する特定事業場で、1日あたりの平均的な排水の量が10立方メートル未満のものについては、適用しない。

備考5) この表のほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物に係る上乗せ排水基準は、旅館業(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。))を利用するものに限る。)に属する特定事業場については、適用しない。

備考6) この表のアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る上乗せ排水基準は、し尿浄化槽を設置する特定事業場であって、平成13年7月1日現在の特定施設を平成14年4月1日において設置しているもの(設置の工事を行っているものを含む。)が、し尿浄化槽に係る排水を排出する排出口から排出する水については、適用しない。

出典：水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例(昭和49年3月31日大阪府条例第8号)

25) 水質汚濁防止法に基づく指定地域

調査区域は、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）第 4 条の 2 第 1 項に規定された指定地域に該当します。

26) 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく関係府県の区域

調査区域は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項に規定された関係府県の区域に該当します。

27) 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく自然海浜保全地区

調査区域には、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年法律第 110 号）第 12 条の 7 に基づく自然海浜保全地区はありません。

28) 湖沼水質保全特別措置法に基づく指定地域

調査区域には、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 2 項に基づく指定地域はありません。

29) 排水基準を定める省令別表第 2 の備考 6 に基づく湖沼及び海域

調査区域には、「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）別表第二の備考 6 に基づく湖沼及び海域はありません。

30) 排水基準を定める省令別表第 2 の備考 7 に基づく湖沼及び海域

調査区域には、「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）別表第二の備考 7 に基づく湖沼及び海域はありません。

31) 土壤汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準

「土壤汚染対策法」(平成14年法律第53号)第6条第1項第1号に基づく、区域の指定に係る基準のうち、土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するもの(土壤溶出量)は表4-2-39(1)に、土壤に含まれる特定有害物質の量に関するもの(土壤含有量)は表4-2-39(2)に示すとおりです。

表4-2-39(1) 土壤汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準(土壤溶出量)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

出典：土壤汚染対策法施行規則(平成14年12月26日環境省令第29号)別表第3

表4-2-39(2) 土壤汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準(土壤含有量)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壤 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壤 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壤 1kg に遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壤 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壤 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壤 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壤 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壤 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壤 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

出典：土壤汚染対策法施行規則(平成14年12月26日環境省令第29号)別表第4

32) 土壌汚染対策法に基づく要措置区域、形質変更時要届出区域

調査区域における「土壌汚染対策法」（平成14年法律第53号）に基づき土地の形質変更時に届出の必要な形質変更時要届出区域は、表4-2-40(1)～(4)に示すとおりです。調査区域には、46箇所あります。

なお、調査区域には、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な要措置区域はありません。

対象道路事業実施区域には、形質変更時要届出区域は「大阪市都島区友渕町1丁目6番の一部」があります。

表4-2-40(1) 土壌汚染対策法に基づく指定区域（形質変更時要届出区域）

指定区域の所在地（地番）	指定区域の面積(m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質
大阪市中央区法円坂1丁目6番5の一部	621.3	鉛及びその化合物
大阪市東淀川区東淡路2丁目46番1、46番2、47番1及び47番2の各一部	200	四塩化炭素 六価クロム化合物
大阪市鶴見区放出東1丁目83番4、83番5及び711番2の各一部	907.1	鉛及びその化合物
大阪市淀川区野中北2丁目8番の一部、8番2の一部、9番の一部、10番5の一部、12番の一部、13番の一部、13番2の一部、14番の一部、14番10、15番1の一部、15番2の一部、15番3、16番の一部、16番29の一部、20番の一部、20番6の一部及び21番の一部	3,238.8	ふっ素及びその化合物
大阪市旭区新森4丁目51番10の一部、51番11、68番2	719.24	1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン 六価クロム化合物 シアン化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
大阪市北区豊崎3丁目17番1の一部	213.8	六価クロム化合物 シアン化合物 鉛及びその化合物
大阪市淀川区三津屋中1丁目21番7、22番2の一部、22番6の一部及び23番7	389.91	六価クロム化合物 シアン化合物
大阪市淀川区塚本5丁目20番38及び20番39	260.2	六価クロム化合物 シアン化合物 鉛及びその化合物
大阪市旭区赤川2丁目1番2の一部	53.7	鉛及びその化合物
大阪市東淀川区東淡路5丁目16番1、16番3の各一部	750.30	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
大阪市福島区海老江3丁目24番2の一部	675.41	鉛及びその化合物
大阪市都島区友渕町1丁目6番の一部	497.4	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
大阪市北区大深町地内（大阪都市計画事業大阪駅北大深東地区土地区画整理事業における公共用地「大阪北口広場」内）	10,001.2	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
大阪市都島区都島南通1丁目468番の一部	170.38	鉛及びその化合物
大阪市西区江戸堀3丁目89番2及び92番の各一部	130	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物

表 4-2-40(2) 土壤汚染対策法に基づく指定区域（形質変更時要届出区域）

指定区域の所在地（地番）	指定区域の面積(m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質
大阪市福島区玉川4丁目51番14	71.83	シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン
大阪都市計画事業大阪駅北大深東地区土地区画整理事業における公共用地（道路の一部）（自然由来特例区域）	7,945.7	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
大阪市北区梅田3丁目535番2（自然由来特例区域）	8,896.17	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
大阪都市計画事業大阪駅北大深東地区土地区画整理事業における公共用地（道路の一部）（自然由来特例区域（一部の人為由来汚染区画を除く））	883.5	テトラクロロエチレン 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
大阪市淀川区三国本町3丁目2番、31番及び14番の各一部	163.0	ふっ素及びその化合物
大阪市旭区赤川1丁目737番5の一部	568.7	鉛及びその化合物
大阪市福島区福島4丁目72番9、15番3の各一部	669.02	セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
大阪市城東区野江3丁目130番+129番5、220番3、229番、230番3、496番2、496番3、496番5、883番2の各一部	159.3	鉛及びその化合物
大阪市此花区西九条5丁目66番7	388.79	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
大阪市淀川区十三東1丁目21番3の一部	62.9	砒素及びその化合物
大阪市城東区関目4丁目27番5の一部	100.00	砒素及びその化合物
大阪市東淀川区柴島1丁目777番1、777番2、778番1、832番1、832番3、里道、東淡路2丁目171番2、194番1、197番、198番、199番の各一部	4,758.0	鉛及びその化合物
大阪市東淀川区下新庄2丁目443番、444番の各一部	1,462.0	鉛及びその化合物
大阪市東淀川区下新庄2丁目443番、444番、下新庄5丁目447番、448番、456番、457番、468番、469番、471番、里道の各一部	973.0	鉛及びその化合物
大阪市東淀川区柴島1丁目128番3、174番4、175番1、234番5、254番1、254番3、272番1、272番2、272番7、778番1、1123番2、1123番3、道の各一部	1,234.0	鉛及びその化合物
大阪市東淀川区東淡路2丁目115番4、柴島1丁目110番1、115番3、柴島3丁目110番2、110番3、110番4、110番5、110番6、243番、267番4、292番2の各一部	1,595.0	鉛及びその化合物
大阪市北区中之島6丁目7番1の一部	29.89	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物

表 4-2-40(3) 土壤汚染対策法に基づく指定区域（形質変更時要届出区域）

指定区域の所在地（地番）	指定区域の面積(m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質
大阪市北区大深町1番2の一部、1番18の一部、1番20の一部、1番25、1番26、1番27、1番28の一部、1番29の一部、19番7の一部、19番13、中津一丁目1番29の一部、10番7の一部、33番2の一部、122番6の一部、中津5丁目1番4、2番1、豊崎7丁目14番5の一部(自然由来特例区域(一部の人為由来汚染区画を除く))	153,107.35	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
大阪市茶屋町地区土地区画整理事業 街区番号1画地番号③、④、⑤（自然由来特例区域）	4,650.46	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
大阪市北区梅田3丁目125番1、125番2の各一部（自然由来特例区域）	11,842	セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
大阪府中央区大手前1丁目14番9、47番7	503.44	水銀及びその化合物
大阪市淀川区十三本町2丁目54番の一部	4,862.5	六価クロム化合物 水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
大阪市都島区東野田町4丁目499番の一部	831.83	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物
大阪市北区中崎2丁目47番2	370.35	砒素及びその化合物
大阪市福島区鷺洲5丁目12番1、12番5の各一部	1,948.2	水銀及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
大阪市北区梅田一丁目9番2、9番4、65番、66番の各一部及び63番、64番 大阪市北区梅田三丁目26番、27番、28番、29番、30番、31番の各一部 大阪市北区角田町27番2、37番、52番、57番、91番の各一部及び37番3、37番4 大阪市北区小松原町25番1の一部 大阪市北区曾根崎二丁目4番8、4番10、10番6、11番18、12番1、16番5、17番2、17番5、17番8、17番10、18番、19番5、20番、21番、22番、23番8、24番3、25番7、53番13、54番、59番1、84番の各一部及び4番9、9番11、13番1、14番、15番1、17番4、55番1、56番、57番、58番、60番、61番6 大阪市北区梅田一丁目 広路5大阪駅前線支線1号線、2号線、4号線の各一部（都市計画道路、地番なし） （自然由来特例区域）	22,497.1	セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
大東市氷野2丁目84番2の一部、85番7及び158番3の一部	180.4	ふっ素及びその化合物 鉛及びその化合物

表 4-2-40(4) 土壤汚染対策法に基づく指定区域（形質変更時要届出区域）

指定区域の所在地（地番）	指定区域の面積(m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質
大阪市北区梅田一丁目1番、1番2、1番3、8番1 大阪市北区梅田三丁目26番、27番、28番、30番の各一部 大阪市北区曾根崎二丁目10番6、11番18、12番1、21番、22番、23番8、24番3、25番7の各一部 大阪市北区梅田一丁目 広路5大阪駅前線支線1号線、2号線の各一部（都市計画道路、地番なし）（自然由来特例区域）	12,129.4	セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
大阪市福島区海老江三丁目21番3、23番の一部、24番2の一部	2,804.10	六価クロム化合物 鉛及びその化合物
大阪市淀川区新高二丁目32番1、32番4の各一部	200.00	ジクロロメタン
大阪市北区梅田三丁目30番、34番、125番1、125番2の各一部（自然由来特例区域）	6,701.08	セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物

出典：土壤汚染対策法第6条第1項に基づく要措置区域及び第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域（平成27年5月27日、大阪府ホームページ）

土壤汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域の指定について（平成27年5月27日、大阪市ホームページ）

33) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域

調査区域における「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第15条第17項に基づく廃棄物が地下にある土地の区域指定は、表4-2-41に示すとおりです。調査区域には、13箇所の指定区域があります。

対象道路事業実施区域には、指定区域はありません。

表4-2-41 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域

市名	指定区域の所在地(地番)
大阪市	鶴見区緑地公園1番から7番、9番から17番、19番、21番から28番、30番から33番、35番、36番から38番、40番、41番、42番、43番から47番、49番から55番、57番、60番、61番、63番、65番から67番、69番から74番、77番、79番から83番、85番、88番、89番、91番から95番、97番、98番、100番、101番、103番から107番、109番から111番、112番の一部、113番、114番の一部、115番、116番、118番の一部、119番の一部、122番の一部、123番の一部、124番の一部、159番、161番の一部、164番、165番、167番、169番、170番、171番、174番から178番、180番から187番、190番、193番、195番、196番、198番から209番、211番、215番、216番、218番、219番1、219番2、220番、222番、224番、225番、227番、229番1、230番1、231番1、232番1、233番1、234番1、235番1、236番1、237番1、238番1、240番1、241番1、243番1、245番1、246番1、247番1、248番1、249番1、250番1、251番1、252番1、253番1、505番、507番、508番、510番、512番、514番、517番、519番、520番、522番、525番から527番、529番、531番、532番、535番、536番、538番、539番の一部、541番、542番、568番の一部、570番2、571番の一部、572番1、573番、574番、575番1、575番2、578番、581番、582番1、583番、586番、590番、596番、601番、603番、604番、607番から609番、613番、615番、617番1、618番から620番、622番、623番、631番から634番、636番、638番、645番の一部、647番、648番の一部、649番の一部、650番の一部、655番、656番、657番の一部、660番、662番、664番、669番、671番、673番、674番の一部、667番の一部及び681番の一部
大東市	新田北町110番1から110番9まで、141番1から141番3まで、142番1から142番8及び142番9
	新田境町31番の一部
	新田中町82番1から82番3まで
	新田中町84番
	氷野2丁目384番1 氷野3丁目315番1
門真市	大字上馬伏387番2から387番5まで、388番1から388番7まで、389番、390番1から390番15まで、391番1から391番7まで及び393番1から393番4まで
	島頭2丁目285番1から285番28まで、286番2及び286番3
	島頭2丁目287番4、287番5、287番8から287番32まで、287番34から287番38まで、288番5、288番6並びに島頭3丁目287番1、287番6、287番7、288番1、288番2、459番1及び459番3
	島頭2丁目453番3の一部、453番4の一部、453番5の一部、453番7の一部、453番10の一部、453番17の一部、453番18の一部、453番22の一部、453番23の一部、453番24の一部、453番25の一部、453番26の一部、453番27の一部、454番1から454番3まで及び455番から457番まで
島頭2丁目496番1から496番3まで、497番1から497番3まで及び498番	
東大阪市	楠根1丁目77番

出典：指定区域一覧(平成26年4月、大阪府ホームページ)

指定区域一覧(平成23年10月、大阪市ホームページ)

廃棄物が地下にある土地の指定について(平成24年2月、東大阪市ホームページ)

34) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壌汚染対策地域

調査区域には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定はありません。

35) 森林法第 25 条の規定により指定された保健保安林又は風致保安林

調査区域には、森林法第 25 条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所もしくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林はありません。

36) 都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画

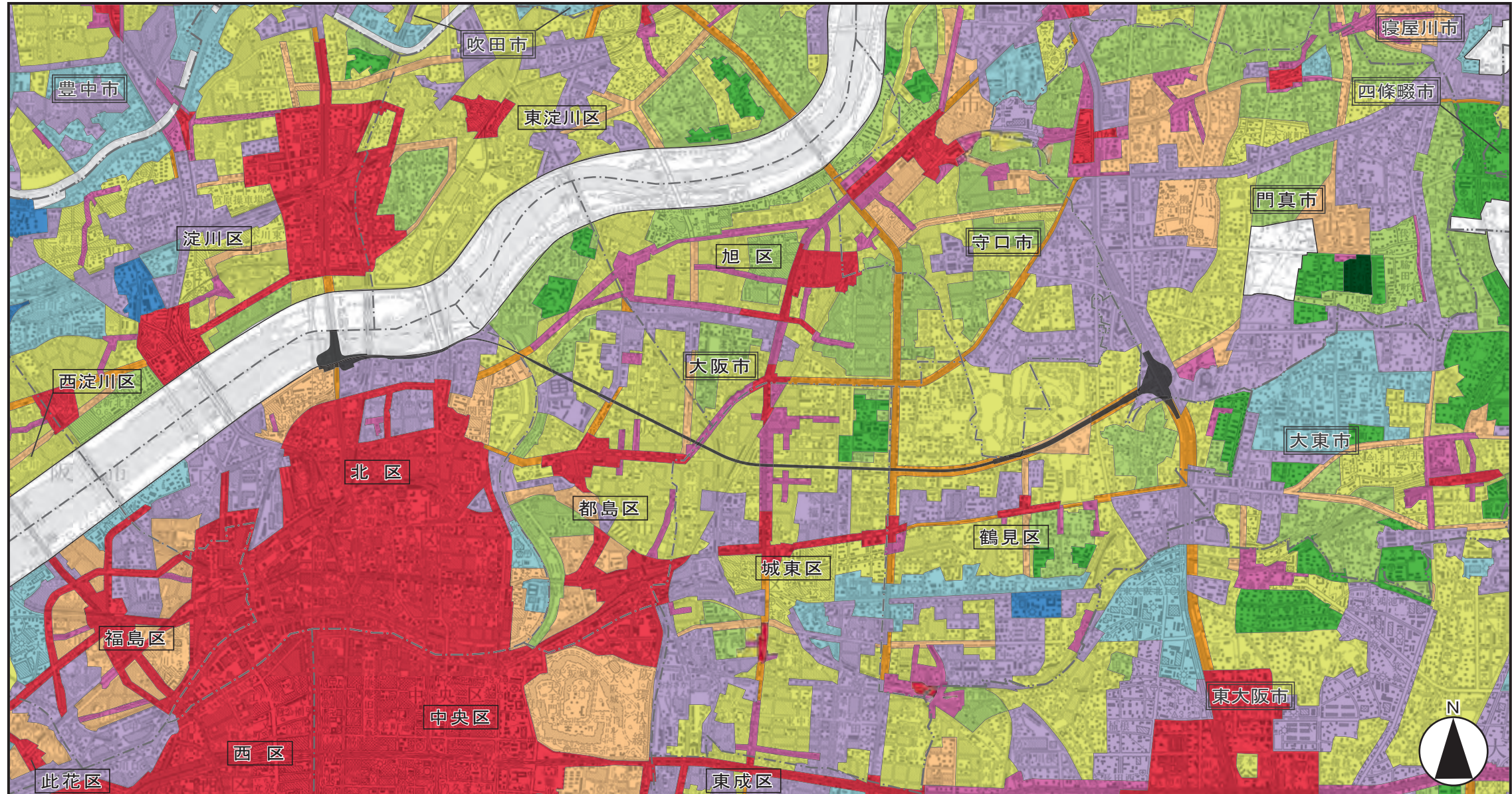
調査対象地域では、すべての関係市で「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）が策定されています。

37) 景観法の規定により定められた景観計画

調査対象地域では、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた良好な景観の形成に関する計画として、大阪府景観計画（平成 20 年 9 月 29 日策定）、大阪市景観計画（平成 18 年 2 月 17 日策定）、豊中市景観計画（平成 20 年 3 月 31 日策定）、吹田市景観まちづくり計画（平成 21 年 3 月 3 日策定）、寝屋川市景観計画（平成 22 年 8 月 30 日策定）が策定されています。

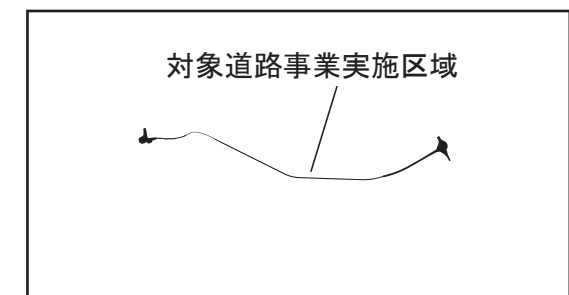
38) 都市計画法に基づく用途地域の決定の状況

調査区域には「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づく用途地域が定められており、指定状況は、図 4-2-17 に示すとおりです。



凡 例					
記号	名称	記号	名称	記号	名称
	第一種低層住居専用地域		第一種住居地域		商業地域
	第二種低層住居専用地域		第二種住居地域		準工業地域
	第一種中高層住居専用地域		準住居地域		工業地域
	第二種中高層住居専用地域		近隣商業地域		工業専用地域
			市街化調整区域		

出典：大阪都市計画図（平成26年12月、大阪市）
 北部大阪都市計画図（豊中市）（平成26年4月、豊中市ホームページ）
 北部大阪都市計画図（吹田市）（平成25年8月、吹田市）
 寝屋川市都市計画図（平成26年1月、寝屋川市）
 守口市都市計画図（平成26年4月、守口市ホームページ）
 東部大阪都市計画総括図（門真市）（平成26年4月、門真市）
 東部大阪都市計画総括図（大東市）（平成23年3月、大東市）
 東部大阪都市計画（東大阪市）都市計画図（平成26年8月、東大阪市）
 東部大阪都市計画総括図（四條畷市）（平成26年4月、四條畷市ホームページ）



1000m 0 1 2km
 Scale 1:50,000

図名 図4-2-17 用途地域図

39) その他の環境の保全を目的とする法令等に規定する区域等の状況

(1) 環境基本条例の策定状況

調査対象地域における、環境基本条例の策定状況は、表 4-2-42 に示すとおりです。

また、大阪府では大阪府環境基本条例の理念に基づき、生活環境の保全等に関して大阪府の施策や公害の防止のための規制等を定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年大阪府条例第 6 号）を策定しています。

表 4-2-42 環境基本条例策定状況

名称	法令番号
大阪府環境基本条例	平成 6 年 3 月 23 日大阪府条例第 5 号
大阪市環境基本条例	平成 7 年 3 月 16 日大阪市条例第 24 号
豊中市環境基本条例	平成 7 年 10 月 11 日豊中市条例第 29 号
吹田市環境基本条例	平成 9 年 3 月 31 日吹田市条例第 5 号
守口市市民の環境をまもる基本条例	昭和 52 年 3 月 25 日守口市条例第 19 号
寝屋川市環境保全基本条例	昭和 61 年 3 月 28 日寝屋川市条例第 15 号
大東市環境基本条例	平成 18 年 3 月 30 日大東市条例第 5 号
門真市生活環境基本条例	昭和 48 年 6 月 26 日門真市条例第 20 号
東大阪市環境基本条例	平成 13 年 3 月 31 日東大阪市条例第 8 号
四條畷市環境基本条例	平成 18 年 6 月 27 日四條畷市条例第 26 号

(2) 環境基本計画の策定状況

調査対象地域では、大阪府、大阪市、豊中市、吹田市、寝屋川市、大東市、東大阪市、四條畷市の 1 府 7 市で環境基本計画が策定されています。

① 大阪 21 世紀の新環境総合計画

大阪府においては、「大阪府環境基本条例」（平成 6 年大阪府条例第 5 号）に基づく「大阪 21 世紀の新環境総合計画～府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市～」(平成 23 年 3 月、大阪府)を策定しています。

この計画は、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、大阪府の 2025 年の将来の姿を現した「将来ビジョン・大阪」に示された「水とみどり豊かな新エネルギー都市」実現の道筋を具体化し、広く大阪府の環境施策に関する基本方針や具体的手順を示すものです。

○計画期間：2020（平成 32）年度までの 10 年間とし、環境の状況の変化、科学的知見の蓄積、さらには地方自治体が果たすべき役割の変化等の社会的な動向に柔軟に対応するため、中間段階での計画の点検及び見直しを行います。

○計画の概要：

持続可能な経済社会システムを目指して、府民の参加・行動のもと、下記の分野の施策を講じることにより、魅力と活力のある快適な地域づくりを目指します。施策の展開にあたっては、各分野の施策が他の分野にも好影響を与えることにより、好循環が創出されるよう取り組むとともに、あらゆる分野に環境の視点を組み込み、地域主権、広域連携を推進します。

- ・低炭素・省エネルギー社会の構築
- ・資源循環型社会の構築
- ・全てのいのちが共生する社会の構築
- ・健康で安心して暮らせる社会の構築

○目指すべき将来像：

府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市

② 大阪市環境基本計画

大阪市では、「大阪市環境基本条例」（平成7年大阪市条例第24号）の理念である「現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市の環境を確保すること」を実現するため、同条例第8条に基づき「環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画」として、平成23年3月に「大阪市環境基本計画」を策定しています。

○計画期間：2011（平成23）年度から2020（平成32）年度までの10年間

○計画の概要：

「低炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「快適な都市環境の確保」の3つを今後の環境政策の柱としています。そして「全ての主体の参加と協働」のもとで、周辺都市との広域連携や環境・エネルギー産業の振興などを図りながら施策を進めることで、持続可能な大都市のモデルとなる「環境先進都市大阪」の実現をめざしています。

③ 第2次豊中市環境基本計画

豊中市では、「豊中市環境基本条例」（平成7年豊中市条例第29号）に掲げる持続発展可能な社会を実現するため、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項を定めるとともに、行政はもとより市民や事業者の環境面に関わる指針として、平成23年2月に「第2次豊中市環境基本計画」を策定しました。

○計画期間：「第3次豊中市総合計画後期基本計画」と同じ平成32年度（2020年度）としますが、「豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジャー70プラン）」で平成62年度（2050年度）を目標としていることから、平成62年度（2050年度）までをも展望します。

○私たちの目標：

『環境リーディングシティ豊中 ～未来を見すえ 地域力で創ろう～』

○環境目標：

- 目標① よりよい環境をめざして多様な主体のパートナーシップで取り組む。
- 目標② 1人あたり温室効果ガス排出量を平成2年度（1990年度）比20%削減し、低炭素社会をめざす。
- 目標③ 3R行動の推進により、ごみの量を平成21年度（2009年度）比20%削減し、循環型社会をめざす。
- 目標④ みどり率27%で豊中らしいまちなみはぐくまれたまちをめざす。
- 目標⑤ 環境基準達成状況100%で快適な都市環境をめざす。

④ 吹田市第 2 次環境基本計画

吹田市では、「吹田市環境基本条例」(平成 9 年吹田市条例第 5 号)に基づき策定された「吹田市環境基本計画」(平成 10 年 8 月)の成果を引き継ぎながら、今日直面する環境問題に的確に対応していくために、計画の中間見直しを行い、「吹田市第 2 次環境基本計画 改訂版」を平成 26 年 3 月に策定しました。

○計画期間：平成 26 年度(2014 年度)から平成 31 年度(2019 年度)までの 6 年間

○目標：

- 1 限りあるエネルギーを大切に使う低炭素社会への転換
- 2 資源を大切にす社会システムの形成
- 3 健康で快適なくらしを支える環境の保全
- 4 みどりを保全・創出・活用し、市民に親しまれるまちの形成
- 5 快適な都市環境の創造

⑤ 寝屋川市環境基本計画(改定版)

寝屋川市では、「水とみどりが奏でる、やさしさと循環のあるまち・ねやがわしーメダカやホテルが生きるまちー」を環境像と定め、私たちが享受している環境の恵沢を次代を担う子どもたちにも渡していけるよう、全ての市民・事業者の参加と協働によって日常生活や事業活動等を環境への負荷の少ないものに変革させていくことを目指し、平成 23 年 3 月に「寝屋川市環境基本計画(改定版)」を策定しました。

○計画期間：環境づくりの目標は平成 37 年度(2025 年度)まで、基本施策は平成 32 年度(2020 年度)までとします。

○基本目標：

- (1)四季を感じ、楽しみ、学ぶ空間づくりに取り組むまち
- (2)公害のない安全な環境づくりを進めるまち
- (3)うるおいのある生活空間を再構築するまち
- (4)循環型社会実現に向けた仕組みづくりをするまち
- (5)みんなが地球にやさしい行動を実践するまち

⑥ 大東市環境基本計画

大東市では、「大東市環境基本条例」(平成 18 年大東市条例第 5 号)に基づき、「第 4 次大東市総合計画」(平成 23 年 3 月改訂)に掲げる”人と環境にやさしいまちづくり、暮らしづくり”の実現をめざし、総合的・計画的に取り組むため、平成 18 年 7 月に「大東市環境基本計画」を策定しました。

○計画期間：平成 18(2006)年度を初年度とし、平成 27(2015)年度を目標とする 10 年計画です。ただし、社会経済情勢の変化や環境関連の法律の制定などにより、平成 23(2011)年度を目途に環境問題に関する目標や役割などを見直す必要が生じた場合は、見直しを行います。

○基本理念～めざすべき環境像～：

快適でうるおいのある豊かな環境を

創り、守り、育て、伝えていく まち だいとう

○基本目標

- (1) みんなで創る『だいたうの環境』
- (2) エコで未来につなぐ『だいたうの環境』
- (3) 人と自然と地球との“わ”となる『だいたうの環境』
- (4) “地域力”が支える『だいたうの環境』

⑦ 東大阪市第2次環境基本計画

東大阪市では、「東大阪市環境基本条例」(平成13年東大阪市条例第8条)の規定に基づき、また、「東大阪市第2次総合計画」(平成15年2月、東大阪市)に示す将来都市像の実現に向けた、市の環境行政の基本事項を定めるものとして、平成23年3月に「東大阪市第2次環境基本計画」を策定しました。

- 計画期間：平成23年(2011年)度から平成32年(2020年)度までの10年間とします。
ただし、長期的な目標(将来像)も必要であり、平成62年(2050年)度を見据えた計画にします。

○環境の都市イメージ：

みんなで引き継ぐ 豊かな環境創造都市・東大阪
～住み、育み、憩い、節し、守る～

○基本目標

- 1 健康で安心して暮らせるまちづくり【生活環境の保全】
- 2 身近に自然とふれあえるまちづくり【自然との共生】
- 3 魅力のある安全で快適なまちづくり【快適な都市環境の創造】
- 4 環境負荷の少ないまちづくり【循環型社会の構築】
- 5 地球環境に配慮したまちづくり【地球環境保全への貢献】

⑧ 四條畷市環境基本計画

四條畷市では、「第5次四條畷市総合計画」(平成18年3月、四條畷市)の基本構想に掲げるまちづくりの分野である「人と自然が共生するまちづくり」を実現するため、環境関連の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針として、平成19年6月に「四條畷市環境基本計画」を策定するとともに、平成24年3月に計画の見直しを行い、「四條畷市環境基本計画(後期計画)」として策定しました。

- 計画期間：平成19年度(2007年度)を初年度として平成28年度(2016年度)を目標年次とする10年間とします。ただし、中間年の平成23年度(2011年度)に見直しを行い、平成24年度(2012年度)からの5年間を後期計画として新たな取り組みを進めていきます。

○まちの環境像：

人と自然にやさしい環境都市 四條畷

○長期目標

1. ひと：環境をよくするため全てのひとの参加と協働を目指します。
2. まち：自然と共生し、快適で潤いのあるまちを目指します。
3. 暮らし：環境への負荷の少ない生活をし、地球にやさしい暮らしを目指します。

(3) 自然環境保全条例

「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく「大阪府自然環境保全条例」（昭和 48 年大阪府条例第 2 号）により、「みどりの大阪推進計画」（平成 21 年 12 月、大阪府）を策定しています。本計画では府を 5 地域に区分して地域別のみどりの将来像を定めており、調査区域は、このうち「大阪市地域」、「北大阪地域」、「東大阪地域」に該当します。

(4) 景観関連の条例

大阪府では、平成 10 年 10 月に「大阪府景観条例」を制定し、その後、平成 17 年 6 月の景観法（平成 16 年法律第 110 号）の全面施行を受け、「大阪府景観条例」（平成 20 年 3 月 28 日交付・同年 10 月 1 日施行）、「大阪府景観形成基本方針」（平成 20 年 4 月 1 日施行）、「大阪府公共事業景観形成指針」（平成 20 年 10 月 1 日施行）を改正し、法に基づく景観計画の策定の方針や位置づけ、法の施行に関し必要な事項を定め整備しました。

平成 20 年 9 月 29 日には景観法に基づく「大阪府景観計画」を定め、景観行政団体となった市町や市独自の景観条例を施行している区域以外において、大阪の骨格を形成するような景観を有する区域を景観計画区域に指定し、大規模建築物の建築行為等を行う際に、届出を義務付け、規制誘導を行っています。調査区域内には、「大阪中央環状線等沿道区域」、「第二京阪道路沿道区域」、「淀川等沿岸区域」、「京街道」が指定されており、その位置は図 4-2-18 に示すとおりです。

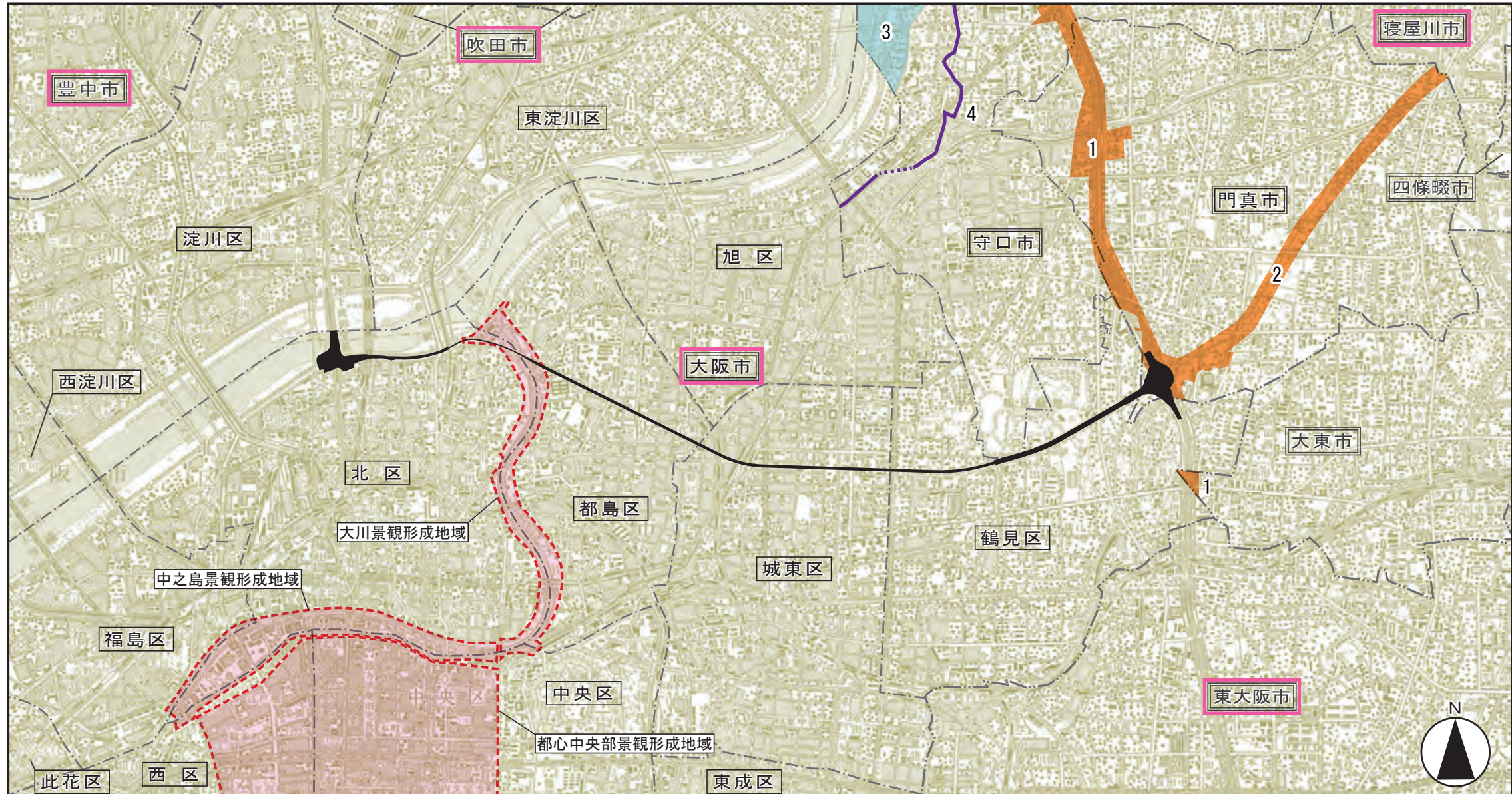
また、「大阪市都市景観条例」（平成 10 年大阪市条例第 50 号）、「豊中市地区まちづくり条例」（平成 4 年豊中市条例第 25 号）、「吹田市景観まちづくり条例」（平成 20 年吹田市条例第 24 号）、「寝屋川市美しいまちづくり条例」（平成 17 年寝屋川市条例第 7 号）、「門真市美しいまちづくり条例」（平成 13 年門真市条例第 8 号）、「東大阪市景観条例」（平成 26 年東大阪市条例第 3 号）が制定されています。

大阪市では、「大阪市都市景観条例」第 5 条に基づき大阪市景観形成推進計画（平成 19 年 3 月）が策定され、第 6 条により規定された 4 つの景観形成地域があります。調査区域内における景観形成地域の指定状況は表 4-2-43 に、位置は図 4-2-18 に示すとおりです。

表 4-2-43 大阪市の景観形成地域の指定状況

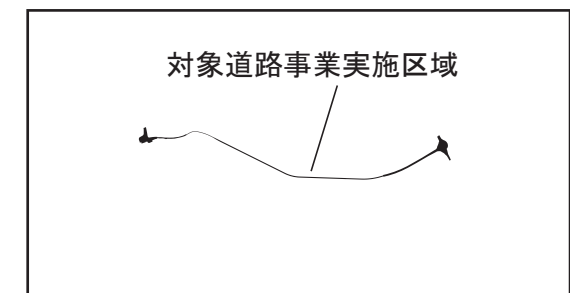
名称	指定年月日	敷地	基本的な方針
大川景観形成地域	平成 13 年 6 月 29 日	約 85ha	「水辺の魅力」を高める 「川沿いのまちなみ」の形成
中之島景観形成地域	平成 13 年 6 月 29 日	約 104ha	「水辺を生かしたまちなみ」の形成 「まちの魅力」を高める
都市中心部景観形成地域	平成 12 年 6 月 30 日	約 480ha	「大通り」のまちなみ形成 「地区道路」のまちなみ形成

出典：景観形成地域（平成26年4月、大阪市ホームページ）



凡 例			
記号	番号	名 称	備 考
■	1	大阪中央環状線等沿道区域	景観計画区域（道路軸）
	2	第二京阪道路沿道区域	
■	3	淀川等沿岸区域	景観計画区域（河川軸）
■	4	京街道	景観計画区域（歴史軸）
■		大阪市の景観形成地域	
■		市名称	景観行政団体

出典：大阪府景観計画（平成26年4月、大阪府ホームページ）
 景観形成地域（平成26年4月、大阪市ホームページ）



図名 図4-2-18 大阪府景観計画に基づく景観計画区域及び大阪市都市景観条例に基づく景観形成地域

(5) 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく流入車規制に関する規定

調査区域において「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年大阪府条例第6号）第40条の15に基づき、対策地域を発地又は着地として対象自動車の運行を行う者は、車種規制適合車等を使用しなければなりません。

(6) 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音及び振動の規制地域

調査区域における、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年大阪府条例第6号）第83条第2項の規則で定める地域は、「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年大阪府規則第81号）第53条第1号の「騒音規制法」第3条第1項及び振動規制法第3条第1項の規定に基づき知事（府の区域内に存する市の区域にあつては、それぞれ当該市の長）が指定する区域のほか、第53条第2号の規定により定められた規制地域があります。「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づく地域の指定」（平成6年大阪府告示第1665号）を表4-2-44に示します。

表 4-2-44 騒音及び振動規制地域

項目	規制地域
工場又は事業場において発生する騒音又は振動及び特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動規制地域	都市計画法第2章の規定により定められた工業専用地域の一部：大阪市の区域（淀川区のうち加島1丁目から加島3丁目まで、三津屋北2丁目、三津屋北3丁目、田川3丁目、田川北1丁目、田川北1丁目、十三本町2丁目、十三元今里3丁目及び野中南2丁目の工業専用地域）（鶴見区のうち今津北3丁目及び今里北4丁目の工業専用地域）
	特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動にあつては、上記の地域のほか、騒音規制法第3条第1項及び振動規制法第3条第1項の規定により指定される地域の境界から300m以内の地先及び水面を含む。

出典：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号の規定に基づく地域の指定（平成6年10月31日大阪府告示第1665号）

(7) 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく管理区域（要措置管理区域・要届出管理区域）

調査区域における、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年大阪府条例第6号）第81条の12第1項（土壌関連）に基づく要届出管理区域を表4-2-45に示します。なお、第81条の8第1項に基づく要措置管理区域はありません。

対象道路事業実施区域には、門真市三ツ島及び葎島の一部の指定区域があります。

表 4-2-45 要届出管理区域

管理区域の所在地	面積(m ²)	基準に適合しない管理有害物質の名称
大阪市福島区海老江8丁目47番7	7672.66	六価クロム化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 PCB
門真市三ツ島1895番1、1896番13、1896番14及び葎島585番5の各一部	275	ふっ素及びその化合物 鉛及びその化合物

出典：要届出管理区域（平成26年10月、大阪府ホームページ）

大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壌関連）に基づく管理区域（平成26年3月、大阪市ホームページ）

2.8 その他の事項

1) 公害の苦情受理件数

調査対象地域における公害（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭・その他）の平成24年度の苦情受理件数を表4-2-46に示します。

調査対象地域では、いずれも大気汚染・騒音に関する苦情が多くなっています。

表4-2-46 苦情受理の状況（平成24年度）

市区名	苦情受理件数	主な苦情				
		最も多い内容	件数	2番目に多い内容	件数	
大阪市	都島区	39	騒音	22	大気汚染	8
	福島区	53	騒音	29	大気汚染	13
	此花区	46	騒音	28	悪臭	9
	西区	102	騒音	66	大気汚染、悪臭	各14
	西淀川区	59	騒音	23	大気汚染	15
	東淀川区	55	騒音	34	大気汚染	11
	東成区	48	騒音	20	大気汚染	13
	旭区	35	騒音	15	大気汚染	11
	城東区	58	騒音	27	大気汚染	14
	淀川区	129	騒音	57	大気汚染	30
	鶴見区	46	騒音	25	悪臭	10
	北区	105	騒音	66	大気汚染	19
	中央区	116	騒音	75	大気汚染	24
豊中市	120	騒音	63	大気汚染	40	
吹田市	137	騒音	73	悪臭	27	
守口市	16	騒音	11	大気汚染、悪臭	各2	
寝屋川市	153	大気汚染、騒音	各52	水質汚濁	23	
大東市	83	騒音	39	大気汚染	18	
門真市	10	騒音	5	水質汚濁	3	
東大阪市	315	騒音	135	大気汚染	84	
四條畷市	22	騒音	10	大気汚染	8	

出典：大阪市環境白書（平成25年度版）（平成26年2月、大阪市環境局環境施策部環境施策課）
 豊中市の環境保全 平成25年度版（平成26年1月、豊中市環境部環境政策室）
 すいたの環境 平成25年版（平成26年3月、吹田市環境部環境政策室）
 平成25年版守口市統計書（平成26年3月、守口市）
 寝屋川市統計書2013年版（平成26年3月、寝屋川市）
 平成25年度版だいたいの環境（平成26年3月、大東市市民生活部環境課）
 門真市統計書平成25年版（平成26年4月、門真市）
 平成25年版ひがしおおさかの環境（平成26年3月、東大阪市）
 四條畷市統計書平成25年版（平成26年6月、四條畷市）

2) 廃棄物等に係る関係法令等の状況

廃棄物等とは、建設工事に伴う副産物（以下、「建設副産物」といいます。）のことをいい、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源（建設発生土等）や、廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）を含むものです。

建設副産物に係る関係法令等については、「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）により、基本的な枠組みが決められています。

建設副産物のうち、原材料として利用が不可能なものは、廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に従い適正処理を行うこととされています。原材料として利用の可能性があるもの（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等）及びそのまま原材料となるもの（建設発生土）は、再生資源として、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年法律第 48 号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）及び「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 14 年 5 月 30 日改正、国土交通省）等に従い、再生資源のリサイクル等を行うことが規定されています。

国土交通省においては、「建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月、国土交通省）を策定し、表 4-2-47 に示す目標値を定めています。

表 4-2-47 建設リサイクル推進計画の目標

対象品目		平成 24 年度（実績）	平成 30 年度 目標
アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊	再資源化率	99.5 %	99 % 以上
		99.3 %	99 % 以上
建設発生木材 建設汚泥	再資源化・縮減率	94.4 %	95 % 以上
		85.0 %	90 % 以上
建設混合廃棄物	排出率	3.9 %	3.5 % 以下
	再資源化・縮減率	58.2 %	60 % 以上
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96.0 %	96 % 以上
建設発生土	建設発生土有効利用率	-	80 % 以上

備考) ※目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化された量と工事間利用された量の合計の割合

<再資源化・縮減率>

・建設廃棄物として排出された量に対する再資源化及び縮減された量と工事間利用された量の合計の割合

<建設混合廃棄物排出率>

・全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

<建設発生土有効利用率>

・建設発生土発生量に対する現場内利用及びこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の合計の割合

さらに、大阪府においては、「大阪府建設リサイクル推進計画 2011」（平成 23 年 3 月、大阪府）を策定し、表 4-2-48 に示すリサイクル率の目標値を定めています。

表 4-2-48 大阪府建設リサイクル推進計画 2011 の目標

対象品目		平成 17 年度 (実績)	平成 20 年度 (実績)	平成 27 年度 目標
a) アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	100%	100%	概ね 100%
b) コンクリート塊		100%	100%	概ね 100%
c) 建設発生木材		98.9%	96.4%	98%
d) 建設発生木材	再資源化・ 縮減率	99.3%	99.8%	99%
e) 建設汚泥		47.7%	100%	95%
f) 建設混合廃棄物	排出量	2.0 万 t	3000t	H17 比 -40% 1.2 万 t
g) 建設廃棄物全体	再資源化・ 縮減率	86.1%	96.6%	95%
h) 建設発生土	有効利用率	59.1%	80.0%	90%

備考) 目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

- ・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊；(再使用量+再生利用量) / 排出量
- ・建設発生木材；(再使用量+再生利用量+熱回収量) / 排出量

<再資源化・縮減率>

- ・建設発生木材；(再使用量+再生利用量+熱回収量+焼却による減量化量) / 排出量
- ・建設汚泥；(再使用量+再生利用量+脱水等の減量化量) / 排出量

<有効利用率>

- ・建設発生土；(土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量) / 土砂利用量
ただし、利用量には現場内利用を含む

廃棄物に関する条例としては、「大阪府循環型社会形成推進条例」（平成 15 年大阪府条例第 6 号）、「建設工事における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」（平成 26 年 4 月改正、大阪府）等が定められています。

3) 廃棄物等の処理施設等の立地状況

調査区域には産業廃棄物に係る中間処理の許可施設が 26 箇所（内 6 箇所は特別管理産業廃棄物を対象としたもの）あり、その一覧は表 4-2-49(1)～(3)に、位置は図 4-2-19 に示すとおりです。

表 4-2-49(1) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法
A1	西部サービス株式会社	大阪市淀川区田川北 3-4-46	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	破碎・切断
				選別
			廃プラスチック類、紙くず、木くず	減容固化
A2	株式会社大阪環境	大阪市鶴見区焼野 3-3-7	汚泥（有機性汚泥に限る）	脱水
			廃油（廃食用油に限る）	油水分離
A3	株式会社ダイカン	大阪市鶴見区焼野 3-2-79	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず	焼却
			廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類	選別
				破碎・切断
A4	日本エコロジー株式会社	大阪市鶴見区茨田大宮 3-1-7	廃油	油水分離
			廃酸、廃アルカリ	中和
A5	堀川化成株式会社	大阪市鶴見区横堤 4-9-34	廃油（廃溶剤に限る）	蒸留
A6	北川ヒューテック株式会社	門真市深田町 1222-2 他	ガラスくず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）	破碎
A7	美馬建設株式会社	門真市島頭 3-565-1、8	紙くず、木くず、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を除く）	焼却
			廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず（石綿含有産業廃棄物を除く）	破碎
			ガラスくず（廃石膏ボードに限る）（石綿含有産業廃棄物を除く）	破碎
			がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）	破碎
			木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず（石綿含有産業廃棄物を除く）	破碎
A8	古川化成株式会社	門真市東田町 724-1 他	廃油（石綿含有産業廃棄物を除く）	蒸留
A9	エスク三ツ川株式会社	大東市御領 4-10-4 他	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）	選別破碎
			紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず（石綿含有産業廃棄物を除く）	破碎
			廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を除く）	減容固化
A10	大林道路株式会社	門真市四宮 2-3 他	ガラスくず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）	破碎

表 4-2-49(2) 産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法
A11	株式会社山岡商店	門真市四宮 1-25	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を除く）	破碎
A12	大阪故鉄株式会社	大東市諸福 7-464-3 他	廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず（廃プラスチック類、紙くず、木くず及びガラスくずは金属くずに付着しているものに限る）（石綿含有産業廃棄物を除く）	圧縮・切断
			廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず（廃プラスチック類、紙くず、木くず及びガラスくずは金属くずに付着しているものに限る）（石綿含有産業廃棄物を除く）	圧縮
A13	協和道路株式会社	門真市東田町 694 他	ガラスくず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）	破碎
A14	松園建設株式会社	門真市四宮 6-271	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず（石綿含有産業廃棄物を除く）	破碎
			がれき類（上記 7 品目の産業廃棄物に混入して処分することが必要であるものに限る）（石綿含有産業廃棄物を除く）	破碎
A15	植田油脂株式会社	大東市新田北町 84	廃油（廃食用油、動物性油脂に限る）（石綿含有産業廃棄物を除く）	油水分離
A16	栄興業株式会社	大東市曙町 102 他	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず（廃プラスチック類及びガラスくずは再生利用を目的とした金属くずに付着しているものに限る）（石綿含有産業廃棄物を除く）	圧縮・切断
			廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず（廃プラスチック類及びガラスくずは再生利用を目的とした金属くずに付着しているものに限る）（石綿含有産業廃棄物を除く）	圧縮
A17	アルテックス株式会社	守口市大枝西町 75	廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず（廃プラスチック類、紙くず、木くず及びガラスくずは再生利用を目的とした金属くずに付着しているものに限る）（石綿含有産業廃棄物を除く）	圧縮・切断
A18	北本興産有限会社	大東市新田境町 3-2	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず（石綿含有産業廃棄物を除く）	破碎
A19	加地商事株式会社	門真市大字三ツ島 693-19	廃油（タールピッチ類を除く。）（石綿含有産業廃棄物を除く。）	蒸留
			廃油（タールピッチ類を除く。）（石綿含有産業廃棄物を除く。）	油水分離
A20	大阪紙業株式会社	門真市四宮 6-4, 5	廃プラスチック類（発泡プラスチックに限る。）（石綿含有産業廃棄物を除く）	減容固化
			廃プラスチック類（発泡プラスチック類を除き、再生利用できるものに限る。）	破碎

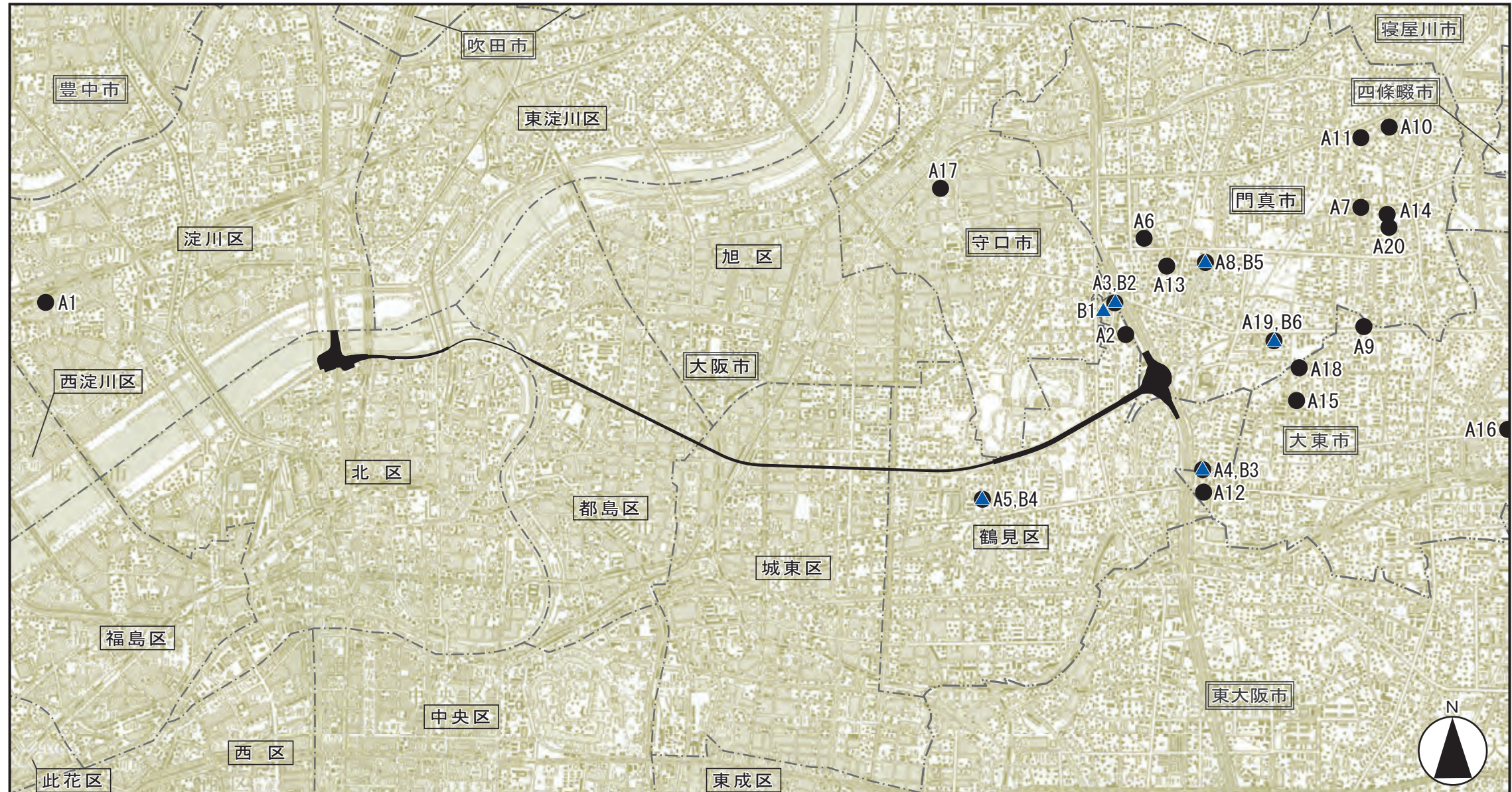
出典：大阪市（特別管理）産業廃棄物処理業者名簿（平成26年9月、大阪市ホームページ）

大阪府産業廃棄物処理業者名簿（平成26年1月1日現在、大阪府ホームページ）

表 4-2-49(3) 特別管理産業廃棄物処分業者（中間処理）一覧

番号	事業者名	所在地	廃棄物の種類	処理方法
B1	株式会社近畿化研	大阪市鶴見区焼野 3-2-25	廃油（廃溶剤に限る）	蒸留
B2	株式会社ダイカン	大阪市鶴見区焼野 3-2-79	汚泥（有機塩素系，ベンゼン）、廃油（引火性，有機塩素系，ベンゼン）、廃酸（pH）、廃アルカリ（pH）	焼却
B3	日本エコロジー株式会社	大阪市鶴見区茨田大宮 3-1-7	汚泥、廃酸、廃アルカリ （以上 Hg, Cd, Pb, Cr6+, As, Se）	無害化
			廃酸（pH）、廃アルカリ（pH）	中和
B4	堀川化成株式会社	大阪市鶴見区横堤 4-9-34	廃油（引火性，有機塩素系）	蒸留
B5	古川化成株式会社	門真市東田町724-1 他	廃油（引火性のもの及び特定有害産業廃棄物である有機塩素系溶剤に限る）	蒸留
B6	加地商事株式会社	門真市大字三ツ島 693-19	廃油（特定有害産業廃棄物である有機塩素系溶剤に限る）	蒸留

出典：大阪市(特別管理)産業廃棄物処理業者名簿（平成26年9月、大阪市ホームページ）
大阪府産業廃棄物処理業者名簿(平成26年1月1日現在、大阪府ホームページ)



凡 例		
記号	番号	名 称
●	A1~20	産業廃棄物の処理施設
▲	B1~6	特別管理産業廃棄物の処理施設

出典：大阪市(特別管理)産業廃棄物処理業者名簿(平成26年9月、大阪市ホームページ)
 大阪府産業廃棄物処理業者名簿(平成26年1月1日現在、大阪府ホームページ)

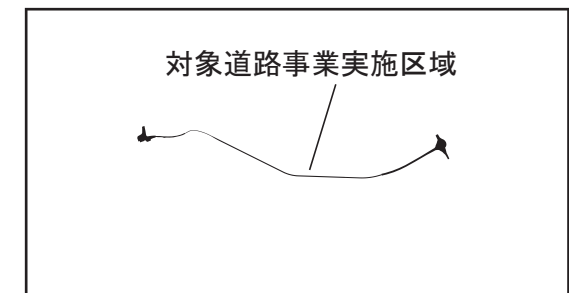


図
名

図4-2-19 廃棄物の処理施設状況

4) 廃棄物等の再利用・処理技術の現況

建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れは図 4-2-20 に、リサイクル等事例は表 4-2-50(1)～(3)に示すとおりです。

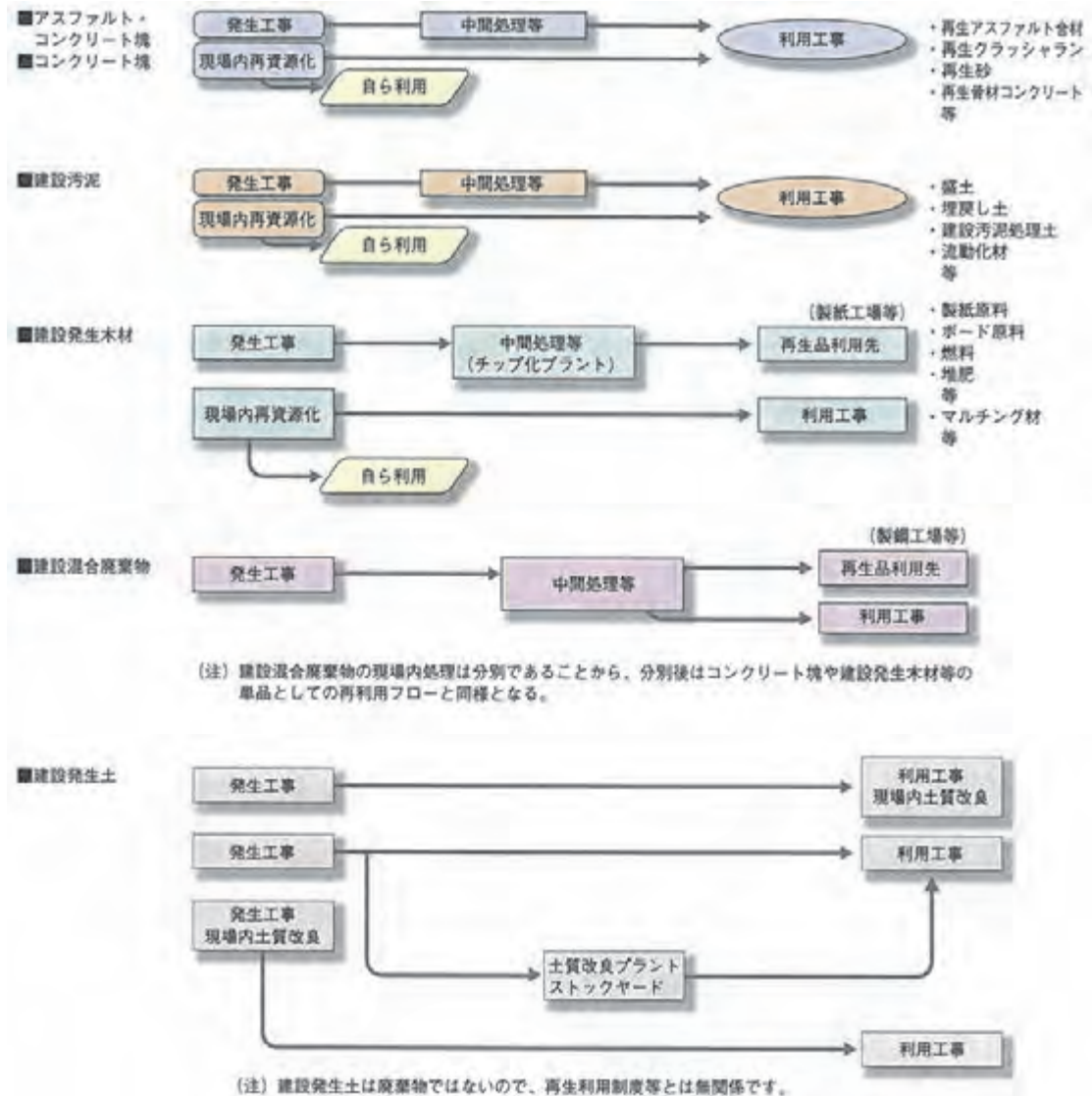


図 4-2-20 建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れ

出典：よくわかる建設リサイクル 2014-15（平成26年11月、建設副産物リサイクル広報推進会議）

表 4-2-50(1) リサイクル等事例

建設副産物等	リサイクル事例	
1. アスファルト・コンクリート塊とコンクリート塊	1)	場所打ち杭で発生したコンクリートを場内再利用
	2)	消費電力の低減、A s 塊・C o 塊の現場内再利用、リサイクル材の活用
	3)	建築物解体により生じたC o 塊を再生C o 骨材として再生利用
	4)	V E方式の試行工事で建設リサイクルの取組みと実施を提案
	5)	解体時に発生するコンクリート塊から再び骨材を取出し、新設の建材として再生利用
	6)	コンクリート塊を盛土材として有効利用
	7)	アスファルト・コンクリート塊を現場内にて路盤として有効利用
	8)	アスファルト・コンクリート塊を現場内にて表層工に再利用
	9)	老朽化した栈橋上部コンクリートを漁礁として有効利用
	10)	建設副産物及び建設発生土の有効利用に関する研究
	11)	ケーソン中詰材としてのコンクリート塊の利用
2. 建設発生木材等	1)	都市部で発生する建設廃材等の木くずを利用した熱と電気へのリサイクル利用
	2)	現地発生木材及びリサイクル材料を使用したウッドチップ舗装工法の施工・普及
	3)	現地発生土の有効利用への取組み
	4)	工事に伴い伐採した竹を法面保護工の緑化基盤材として初めて 100%再利用
	5)	V E方式の試行工事で建設リサイクルの取組みと実施を提案
	6)	伐採木の枝葉・根株等をチップ化し現地の法面緑化材としてリサイクル
	7)	現場で刈った雑草を置換し敷地内に堆肥として有効利用
	8)	高含水比粘性土と伐木・抜根材、他産業からの副産物のリサイクル
	9)	地域資源を活用したリサイクル緑化システム
	10)	伐採材を粉砕して緑化材として再利用
	11)	チップ化した伐採木と現地発生土を混合し法面緑化資材として有効利用
	12)	建設発生木材をチップ化し、園内舗装材等に有効利用
	13)	間伐材を木工沈床として再利用
	14)	抜開・徐根材をチップ化し法面の侵食防止剤や植栽の堆肥材として有効利用
	15)	建設発生木材を再生木質ボード型枠として活用
	16)	解体発生木材を新築構造物に再利用
	17)	伐採材をチップ化、緑化基盤材として活用
	18)	建設廃木材、間伐材を資源化
	19)	伐採材をチップ化・堆肥化して法面吹付資材として活用
	20)	剪定枝をチップ化し、公園内のマルチング材として利用
	21)	立木（建設発生木材）をチップ化し、パルプ材・緑化基盤材として有効活用

表 4-2-50(2) リサイクル等事例

建設副産物等	リサイクル事例	
3. 建設汚泥	1)	現場作業ヤードで建設汚泥を良質土に分級し再利用
	2)	シールド工事で発生した建設汚泥を当該工事現場・他工事現場でリサイクル
	3)	汚水処理場の造成工事で大量に発生する建設発生土・建設汚泥をリサイクル
	4)	泥水シールド工法から発生した建設汚泥を再生利用認定制度を活用して工事間利用
	5)	泥土圧式シールド工法により発生した建設汚泥の有効利用
	6)	泥土固化壁掘削工事の汚泥を自ら利用
	7)	発生した建設汚泥の再生利用
	8)	掘削外径の縮小による発生土量の抑制
	9)	建設汚泥を盛土材として有効利用
	10)	建設汚泥を現場内埋戻し土に有効利用
	11)	建設汚泥を再生材として利用
	12)	建設汚泥をセメント材料として利用
	13)	脱水ケーキを粉砕し育成基盤材に混ぜ、厚層基盤材として利用
	14)	入札時 VE 提案（建設汚泥発生量の低減）
4. 建設発生土他	1)	貯水池内の表面遮水工に現地発生掘削ズリを有効活用
	2)	護岸災害復旧工事に堆積した土砂を 100%活用
	3)	汚水処理場の造成工事で大量に発生する建設発生土・建設汚泥をリサイクル
	4)	へドロを盛土材料として再利用
	5)	現地発生土の有効活用
	6)	建設発生土を有効利用
	7)	富士山大沢崩れ堆積土砂を盛土材に利用
	8)	建設発生土を「建設発生土情報交換システム」を活用して有効活用
	9)	航路浚渫砂を三河湾環境改善に活用
5. スラグ等の他産業の副産物	1)	フライアッシュ混合コンクリートを標準使用とした取り組み
	2)	不法投棄物リサイクルによる溶融スラグのコンクリート用細骨材への利用
	3)	官民協同による溶融スラグ有効利用への取り組み
	4)	リサイクルコンクリートによる大型消波ブロックの製作
	5)	高含水比粘性土と伐木・抜根材、他産業からの副産物のリサイクル
	6)	サンドドレーンの砂の代替として銅スラグを利用
	7)	都市ごみ溶融スラグを道路用骨材に有効利用
	8)	石炭灰・スラグ・粒鉄を消波ブロックに有効利用
	9)	鉄鋼スラグをサンドコンパクションパイル材として利用
	10)	廃ガラスをコンクリート製品に利用
	11)	銅水砕スラグをケーソン中詰材として利用
	12)	古タイヤ焼却灰を利用したコンクリート着色添加剤を活用
	13)	銅水砕スラグをサンドコンパクションパイル材として利用

表 4-2-50 (3) リサイクル等事例

建設副産物等	リサイクル事例
6. 混合廃棄物・ゼロエミッション・3R	1) 新工法を用い、職長会と共に取り組んだゼロエミッション活動
	2) 建設工事現場における環境負荷低減活動への取り組み
	3) 相互展開による環境配慮型現場づくり
	4) 工業化住宅における継続的なゼロエミッション活動
	5) 周辺環境を考慮したリデュース・リユースと建設副産物のリサイクル率100%達成（混廃ゼロ）を目指した現場運営
	6) 建築主・設計者・施工者が一体となったライフサイクルゼロエミッションへの挑戦
	7) 建築工事作業所における継続的なゼロエミッションへの取り組み
	8) ゼロエミを実現する現場分別システムとグリーンアジェンダの取り組み
	9) 環境に配慮した「資源循環型社会」
	10) 住宅建設工事現場における産業廃棄物リサイクル 100%を目標とした現場運営
	11) 厳しい環境目標を設定した廃棄物の発生抑制
	12) 混合廃棄物量ゼロを目指し、工事間利用を促進
	13) 分別の徹底を図るリサイクルへの取り組み
	14) リサイクルを意識した3分別の徹底と環境に負荷をかけない作業所づくり
	15) 設計・施工と維持管理・運営業務におけるライフサイクルコストの縮減
	16) 撤去した積出施設・栈橋の鋼材を他の栈橋にてリユース
	17) 共同住宅新築工事での発生抑制を中心とした3R
	18) オフィスビル新築工事での計画設計段階を含めた取り組み
	19) ダム建設工事での完全なるゼロエミッションへの挑戦
	20) 水門改築工事でのゼロエミッションを目指した取り組み
	21) 大規模改修工事における3R活動の推進
	22) 作業員全員の意識高揚による環境の改善・廃棄物の分別、減量化
	23) 大規模現場でゼロエミッションを達成
	24) 建替事業の建物分別解体・回収に取り組みゼロエミッションに挑戦
	25) ゼロエミッション 建設副産物の有効利用
	26) ゼロエミッションを目指した建設副産物の有効利用
7. その他	1) 道路トンネル工事における取り組み
	2) ホタテ貝殻のコンクリート用細骨材としてリサイクル
	3) ダムに漂流する落ち葉の有効利用
	4) 消費電力の低減、As塊・Co塊の現場内再利用、リサイクル材の活用
	5) 建設副産物の精細、正確かつ効率的な分別作業を可能とする独自の物流システムの構築
	6) 廃電線を、新たなリサイクル製品へ
	7) 石膏ボード業界のリサイクル
	8) 浄水場の汚泥と家畜糞尿を利用した植生基盤材
	9) 硬質塩化ビニル管・継手の一貫リサイクルシステム
	10) 浄水場のスラッジをリン吸着材料として利用

出典：リサイクル事例一覧（建設副産物リサイクル広報推進会議ホームページ）